

## 休廃止鉱山鉱害防止対策費（事業概要）

### 1 事業の目的

休廃止鉱山に係る鉱害を防止するため、鉱害防止義務者不存鉱山について、国から4分の3の補助を受けて鉱害防止対策事業を実施する。

また、義務者存在鉱山については、坑廃水処理事業の一部を国が4分の3、道が4分の1を直接事業主体（坑廃水処理事業者）に並行して補助する。

### 2 事業の内容

区 分		事 業 内 容		28年度実施鉱山
義務者不存 在 鉱 山	鉱害または危害を防止する義務を有する者が、無資力または現存しない鉱山  事業主体 北海道 事業費内訳 国庫補助 3/4 道負担 1/4	坑 廃 水 処 理	坑道及び堆積場等鉱山の施設に起因する坑廃水の処理  ・消石灰等の薬剤により坑廃水を中和処理する坑廃水処理業務を実施設計により市町村または業者に委託する  ・坑廃水処理業務に直接関連する施設の改修等の工事を実施設計により業者に発注する	幌別硫黄鉱山、伊達鉱山 本庫鉱山  <u>計 3 鉱山</u>
		鉱害防止工 事	堆積場周辺整備等、坑廃水の発生原因となる施設の工事及び調査・設計  ・堆積場周辺整備、坑道の覆工、沈殿池の設置等の工事及び調査・設計等を実施設計により業者に発注する	幌別硫黄鉱山、精進川鉱山 本庫鉱山  <u>計 3 鉱山</u>
		保全工事	鉱害防止工事完了後における施設の保全工事  ・降雨等の災害により被災した施設の修復工事	な し
		危害防止工 事	坑口の閉塞、残壁の整形及び崩壊防止施設の設置または改修並びにこれらの工事に附帯する工事	な し
義務者存在 鉱 山	鉱害または危害を防止する義務を有する者が現存する鉱山  事業主体 坑廃水処理事業者 事業費内訳 国庫補助 3/4 道補助 1/4	坑 廃 水 処 理	坑廃水処理事業者が実施する自己の採掘活動に係るもの以外（他者自然汚染）の部分の坑廃水処理及び処理施設等の改修工事並びに附帯工事	手稻鉱山、鴻之舞鉱山、国富鉱山、余市鉱山、イトムカ鉱山、下川鉱山、千歳鉱山、上国鉱山、大江鉱山  <u>計 9 鉱山</u>

# 鉱害防止事業実施鉱山位置図（平成28年度）

